

乳幼児等
医療費

本年4月1日現在の県内市町村の乳幼児等医療費助成制度の実施状況が県健康福祉政策課の資料により明らかになっている。県の福祉医療医療給付事業(左下参照)がベースになっており、これに市町村が上乗せして実施してきている。県保険医協会では長らく窓口負担なしでの実施を求めて、他団体と共同しての福祉医療給付制度の改善をすすめる会を通じても窓口負担無料化に取り組んできているが、現行は「自動給付方式」と呼ばれる『償還払い』の手順」表で示した通りの償還払いだ。患者が医療費の一部負担金の全額を受診の都度、医療機関窓口で払い、2~3ヶ月後に1レセプト当たりの500円の受給者負担金を差し引かれて、届け出た預金口座に振り込まれる。窓口無料化は、38の都府県、8割以上の市町村で実施されてきた。さらにこの8月に岩手県が自動

長野県の福祉医療費給付事業

[事業主体] 市町村

[事業内容]

市町村が行う乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子に対する医療費の自己負担分の助成に関する事業(福祉医療費給付事業)に要する経費に対する補助(補助率:県1/2以内)

県の補助金の交付対象範囲

区分	所得制限
乳幼児等(通院:小学校就学前) (入院:中学校3年生まで)	なし
障がい者 ・身体1~3級 ・知的A1~B1 ・精神1級(通院のみ) 精神2級(自立支援医療の精神通院) ・65歳以上国民年金法施行令該当	特別障害者手当準拠 (身障3級、精神2級は所得税非課税者) 年度末年齢が18歳まではなし
母子家庭の母子、父母のいない児童	児童扶養手当準拠
父子家庭の父子	受給者負担金:1レセプトあたり500円

社会保険診療報酬支払基金から保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション宛にマイナンバー収集キットが全国を4回に分け発送され、その3回目に入っていた長野県は8月10日~15日間での発送で、お盆前後には届いている。基金からのお知らせの文書では

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分を紹介している。7/1~7/31間では、医科

3件、歯科1件。(氏名敬称略)

乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

平成28年4月1日現在

対象年齢	所得制限	市町村数			該当市町村		
		市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成
入院	小学校就学前	所得制限なし				(県制度と同じ)	
中学校卒業まで	中学校卒業まで	所得制限なし	18	5	4	27	長野市 上田市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 飯山市 塩尻市 千曲市 佐久市 東御市 安曇野市 御代田町 富士見町 高森町 阿南町 王滝村 麻績村 野沢温泉村
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし	1	18	11	50	飯田市 佐久穂町 小海町 川上村 南相木村 北相木村 軽井沢町 立科町 青木村 長和町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天竜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 大桑村 筑北村 山形村 朝日村 池田町 生坂村 松川村 白馬町 小谷村 坂城町 木島平村 飯綱町 小川村
		合計	19	23	35	77	63
							6 8

食費: 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

原村は受給者負担金なし

[その他の市町村の受給者負担金]

・300円/レセプト: 小海町、南牧村、南相木村、軽井沢町、長和町、富士見町、中川村、松川町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、

下條村、売木村、天竜村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曾町、木祖村、小布施町、栄村

・500円/レセプト: 上記以外

の市町村は本年度より示す

県健康福祉政策課(医療福祉係) 資料より

自動給付方式と呼ばれる「償還払い」の手順

市町村で申請手続(送金される預金口座手続含む)

受給者証の交付を受ける

県内医療機関で保険証と受給者証を提示し受診

医療機関窓口で一部負担金の全額の支払い

2~3ヶ月後、の総額から受給者負担金(1レセプト当たり500円)を控除後の金額が市町村から振り込まれる。

ら値上げされたものだが、24の町村で、改定前の300円のまま実施している。1レセプト当たりのため、複数の医療機関に受診した場合や院外処方の場合は、それぞれの医療機関や薬局ごとに500円を負担することになる。助成年齢の引き上げの流れの中で、還付時での患者負担は明らかに減っているが、一旦、2割負担ないし3

割負担の全額を払わなければならないことに変わりなく、子育て世帯や障がい者にとって負担感は強い。

原稿募集
医療・社会保障全般での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中! 原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

支払基金のマイナンバー収集

「社会保障・税番号制度の実施に伴い、税務署に提出する診療報酬などに係る支払い調書に『個人番号又は法人番号』(以下マイナンバー等)の記載が義務となり」として「支払基金において保険医療機関等に係るマイナンバー等の収集が必要になった」と説明している。

この関係では支払基金に申し入れ等を行ってきた保団連が全国保険医新聞で度々(6/5、6/15、7/15、7/25の各号)取り上げてきている。

整理すると、事業者に(この場合は

支払基金)「協力するものと努めるものとする」と努力規定を定めるにとどまる。個人(この場合は保険医療機関)にマイナンバーの提供義務を負わせる規定はない。提供は任意。提供を拒否したことで、審査・支払に不利益となることは一切ない。また税務署が書類を受け取らないこともない。

マイナンバーを提供する場合は、基金のホームページにあるQ&A等も参考にするといい。

またマイナンバーを提供したくない場

合の対応は、「収集キット」の返送時に「提供しない(提供拒否)」旨の意思をメモ書・付箋で示して、返送する。

返送された「収集キット」により拒否の意思が確認できれば、爾後、催促等の連絡はしない。

基金においては、「単なる失念」か「提供拒否の意思」かを確認する必要がある。

「収集キット」が返送されなかった場合は、事前に「拒否」の申し出があつても、確認の連絡が行くことになる。

確認の連絡の際、「拒否」の申し出あ

れば、以後、催促の連絡はない。

名 称	診療科名 1	郵便番号	所 在 地	電 話	開設者・管理者 2	従事 3	病床	指定日 4
みやざき皮フ科クリニック	皮 他 小児皮膚科	392-0022	諏訪市高島4丁目2021-1	0266-78-0005	個人・宮寄 敦	常勤1	無	2016/8/1
やすらぎクリニック	外 整外 内	382-0011	須坂市大字日滝字寺窪2881-1	026-213-6550	[開]社会福祉法人睦会理事長 中沢 允 [管]渡部 照光	常勤1	無	2016/8/1
もみのき内科クリニック	内	387-0016	千曲市寂蒔913	026-272-3610	個人・南部 江美	常勤1	無	2016/8/8
みらいデンタルクリニック	歯 小歯 矯歯 歯外	383-0042	松本市筑摩1丁目6番11号	0263-87-8851	個人・藤本 正一郎	常勤1	無	2016/8/1

1診療科名は略記載。2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。4指定期間は指定日より6年。